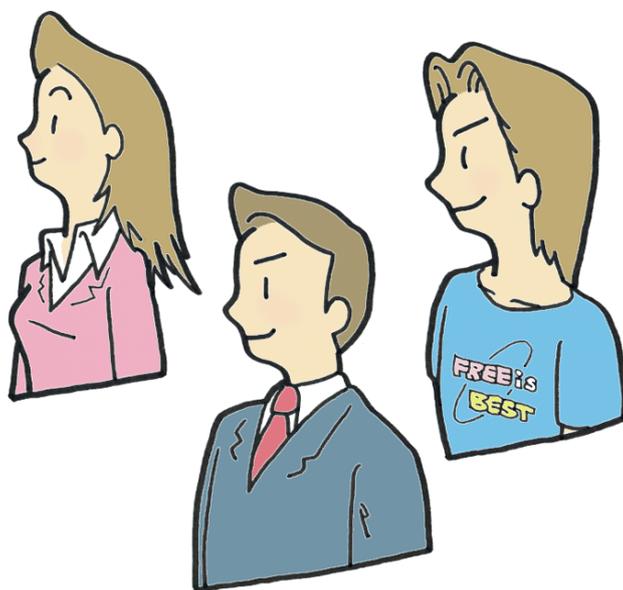


平成27年度

# 中小企業施策 ガイドブック



愛知県田原市

# 目次

---

---

経営相談	1
情報提供の窓口	2
研修・講座を受けるには	3
福利厚生を充実するには	4
各種補助制度	5
企業立地優遇制度	9

# 経営相談

下記機関では、各種経営相談に応じています。

相談機関		電話	E-mail	相談内容	
(公財) あいち産業振興機構	経営支援部	統括・担当マネージャーグループ	(052) 715-3071	info-advice @aibsc.jp	経営改善、新商品開発、 販路拡大、その他経営全般
		取引振興グループ	(052) 715-3068	info-torihiki @aibsc.jp	取引紹介、あっせん
		下請かけこみ寺	(0120) 418-618	kakekomitera @aibsc.jp	下請取引上の悩み
		設備投資支援グループ	(052) 715-3067		設備資金貸付、設備貸与
	新事業支援部	創業・新事業育成グループ	(052) 715-3075	info-shinjigyo @aibsc.jp	創業・ベンチャー
		地域資源活用・知的財産グループ	(052) 715-3074	info-chiiki @aibsc.jp	地域資源を活用した新商品開発・販路拡大、特許・意匠・商標出願
	情報・国際ビジネス部	情報推進グループ	(052) 715-3064	info-joho @aibsc.jp	情報提供、IT活用
		国際ビジネスグループ	(052) 715-3065	info-business @aibsc.jp	国際ビジネス
	田原市商工会		22-6666	tahara @tahara.or.jp	経営、金融、税務、経理、 記帳、労務等
	渥美商工会		33-0441	info @atsumi.or.jp	

## 情報提供の窓口

中小企業者が必要とする各種の情報は、次のようなところで入手することができます。

情報の種類	問合せ先	電話番号及びホームページ
田原市の中小企業施策	田原市 産業振興部 商工観光課	23-3522
田原市の企業立地	田原市 政策推進部 企業立地推進室	23-3549 <a href="http://tahara-industry.idct.org/">http://tahara-industry.idct.org/</a>
田原市の各種統計資料	田原市 総務部 総務課	23-3506 <a href="http://www.city.tahara.aichi.jp/city/statistics/">http://www.city.tahara.aichi.jp/city/statistics/</a>
愛知県の各種統計資料	愛知県 県民生活部 統計課	(052)954-6108 <a href="http://www.pref.aichi.jp/toukei/">http://www.pref.aichi.jp/toukei/</a>
産業全般の情報	田原市商工会	22-6666 <a href="http://www.tahara.or.jp/">http://www.tahara.or.jp/</a>
	田原市商工会 赤羽根支所	45-2000 <a href="http://www.tahara.or.jp/akabane/">http://www.tahara.or.jp/akabane/</a>
	渥美商工会	33-0441 <a href="http://www.atsumi.or.jp/">http://www.atsumi.or.jp/</a>
	(公財) あいち産業振興機構	(052)715-3063 <a href="http://www.aibsc.jp/">http://www.aibsc.jp/</a>
	中小企業庁ポータルサイト ・ミラサポ (未来の企業★応援サイト)	(0570)057-222 <a href="https://www.mirasapo.jp/">https://www.mirasapo.jp/</a>
中小企業組合の情報	愛知県中小企業団体中央会 東三河支局	(0532)54-3462 <a href="http://www.aiweb.or.jp/">http://www.aiweb.or.jp/</a>

## 研修・講座を受けるには

中小企業事業主やその従業者向けに、業務に直結する実践的な各種研修講座が行われています。

実施機関	事業内容	電話番号及びホームページ
(公財) あいち産業振興機構	IT セミナー	(052) 715-3063 <a href="http://www.aibsc.jp/">http://www.aibsc.jp/</a>
	起業家養成	
	ベンチャー・新規事業支援	
	新技術・新産業情報	
	異業種交流・ビジネスマッチング	
	イベント・展示会・見本市	
	企業経営・戦略	
	環境・省エネ	
	セキュリティ・情報保護	
	国際ビジネス	
	知的財産	
あいち産業科学技術 総合センター	技術情報等	(0561) 76-8301 <a href="http://www.aichi-inst.jp/">http://www.aichi-inst.jp/</a>
(公財) 名古屋産業振興公社	ものづくり支援講座、中小企業技術者 研修、中小企業技能者育成講座等	(052) 654-1653 <a href="http://www.nipc.or.jp/">http://www.nipc.or.jp/</a>
(独) 中小企業基盤整備機構 中小企業大学校 瀬戸校	経営者・管理者研修 等	(0561) 48-3401 <a href="http://www.smrj.go.jp/inst/seto/index.html">http://www.smrj.go.jp/inst/</a> <a href="http://www.smrj.go.jp/inst/seto/index.html">/seto/index.html</a>
田原市商工会	商人道場（経営知識の習得）	22-6666 <a href="http://www.tahara.or.jp/">http://www.tahara.or.jp/</a>
社会人キャリアアップ連携協議会 (㈱サイエンスクリエイト内)	東三河の産学官の参加各機関の講 座・講習会情報を発信しています。	(0532) 44-1111 <a href="http://www.careerup.sharen.tut.ac.jp/">http://www.careerup.sharen</a> <a href="http://www.careerup.sharen.tut.ac.jp/">.tut.ac.jp/</a>

## 福利厚生を充実するには

---

福利厚生の充実は従業員の定着化に役立つばかりでなく、勤労者の地位向上や生産性向上にもつながる大切な要素です。

勤労者生活資金利子補助金			
内容	東海労働金庫から生活資金又は教育資金の貸付を利用した市内在住の勤労者に対する補助制度です。		
種類	生活資金（生活の改善と向上を図るために貸付を受けた資金であって、住宅資金（有担保）、車購入資金、借換資金、各種会員権の購入資金、レジャー資金及び旅行資金を除く）、教育資金		
補助対象融資額	150万円以内	利子軽減率	1%
(問合せ先) 商工観光課 電話 23-3522 FAX 22-3817			

## 各種補助制度

田原市では、市の経済活力の向上を図ることを目的に、商店街等が行う共同事業や、中小商工業の経営の維持安定を図るための資金調達の円滑化等を支援することを目的とした補助制度を設けています。

田原市商業団体等事業費補助金			
内容	中小商業者等で組織する団体が行う事業に要する経費に対し補助金を交付する制度		
対象団体	商業又はサービス業を営む中小企業者が主たる構成員であって法人格を有する団体その他業界の指導的な立場にあつて市長が適当と認める団体。		
	上記団体には次の要件を備える。 (1) 営利を目的としないこと (2) 代表者又は役員のあること (3) 定款又はこれに準ずるものが定められていること (4) 収支の経理が明確にされていること		
対象事業	<b>事業区分</b>	<b>補助対象経費</b>	<b>補助率</b>
	実施計画策定	実施計画策定に要する費用	2分の1以内
	共同施設事業	商店街等環境施設設置に要する費用	2分の1以内
		機械設備に要する費用	
		街路灯設置に要する費用	4分の3以内
	共同事業	共同宣伝事業に要する費用	5分の2以内
		商店街の催事に要する費用	
		講習会等に要する費用	
	新規商業団体支援事業	共同施設事業（街路灯設置に要する費用を除く。）、共同事業に要する費用（初年度のみ）	2分の1以内
	街路灯等維持管理事業	街路灯等の電灯料に要する費用	4分の3以内
街路灯等の修理に要する費用 （補助対象団体は商工会のみ）		2分の1以内	
（問合せ先） 商工観光課 電話 23-3522 FAX 22-3817			

田原市出店促進事業補助金	
内容	市内で新たに商業を営もうとする方や、規模拡大を図ろうとする中小企業者に対し、改装等経費の一部を補助する制度です。
対象者	市内の空き店舗を賃借又は購入して出店する個人又は法人であって、次の各号のいずれにも該当する者
	(1) 1年(12月)以上継続して営業することが見込まれ、週3日以上営業を行うこと (2) 店舗の所有者と同一世帯又は生計を一にしない者であること (3) 市内で営業している店舗から移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としないこと (4) 市税の滞納がないこと 等
対象事業	小売業、飲食業、サービス業その他一般の消費者を顧客とする事業又は集客効果を見込む事業であって、次の要件のいずれにも該当しないこと
	(1) 事務所又は倉庫としての使用 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める営業 等
対象経費	店舗のうち営業部分に係る改装等経費(内装工事費、外装工事費、設備工事費)
補助率	補助対象経費の2分の1以内で、50万円を上限とする。ただし、6次産業化に係る事業を営む場合は上限を60万円とする。
(問合せ先) 商工観光課 電話 23-3522 FAX 22-3817	

田原市中小企業者チャレンジ支援事業費補助金			
内容	国等の支援策の活用を目的として行う新業態の開発、新商品・新サービスの開発、販路開拓及び産業基盤施設整備等の計画づくりに必要な経費の一部を補助する制度です。		
対象者	本市に活動の拠点又は本社若しくは事業所を有する中小企業者、中小企業団体及び支援で、次の要件のいずれにも該当すること		
	(1) 市税の滞納がないこと (2) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと (3) 本市で実施する他の補助金を受けていないこと 等		
対象事業	<b>事業区分</b>	<b>対象経費</b>	<b>補助率</b>
	先進地等視察事業	旅費及び視察手数料 (原則1申請あたり3人まで)	3分の2以内(1人当たり15万円以内)
	専門家等招へい事業	専門家謝金及び費用弁償	2分の1以内(50万円以内)
	基礎調査事業	委託料、調査員報酬、消耗品費、加工外注費、原材料費、等	2分の1以内(50万円以内)
(問合せ先) 商工観光課 電話 23-3522 FAX 22-3817			

田原市6次産業化等促進支援事業費補助金			
内容	6次産業化又は農商工連携による新商品開発、販路開拓に必要な経費の一部を補助する制度です。		
対象者	本市に住所を有する農林漁業者及び本市に活動の拠点又は本社若しくは事業所を有する中小企業者で、次の要件のいずれにも該当すること		
	(1) 市税の滞納がないこと (2) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと (3) 本市で実施する他の補助金を受けていないこと 等		
対象事業	事業区分	対象経費	補助率
	新商品開発事業	原材料費、外注加工費、開発費、マーケットリサーチ費 等	2分の1以内 (50万円以内)
	販路開拓事業	展示会出展費（出展料、展示用什器費）等	2分の1以内 (20万円以内)
(問合せ先) 商工観光課 電話 23-3522 FAX 22-3817			

田原市商工金融利子補給金	
内容	中小企業者が運転資金等を円滑に確保できるよう、融資を受けた際の利子補給を行う制度です。
対象者	国公資金等の貸付けを受けた中小企業者で、次の条件を備えた方 ※国公資金等とは、日本政策金融公庫国民生活事業資金、小規模企業等振興資金、愛知県経済環境適応資金のセーフティネット資金、経営あんしん資金。
	(1) 法人である場合には、田原市内に店舗、工場、事務所、営業所等を有すること (2) 個人である場合には、田原市の住民基本台帳に記録されていること (3) 市税の滞納がないこと
回数及び金額の限度	利子補給の回数は、貸付を受けた国公資金等1つにつき1回とし、年度内における対象金額は、3,000万円を上限とする。
補給率	年1.5% ※貸付利率が1.5%を下回る場合は、その貸付利率を補給率とする。また、対象資金に対し他の利子補給を受ける場合においては、前項の貸付利率は、当該対象資金の貸付利率から当該他の利子補給による補給率を差し引いた率とする。
(問合せ先) 商工観光課 電話 23-3522 FAX 22-3817	

<b>田原市商工金融保証料補給金</b>	
内容	中小企業者が取引企業の倒産等に伴う債権等の回収困難に起因し、愛知県信用保証協会の信用保証を受け融資を受ける際必要となる保証料の全部又は一部を補給する制度です。
対象者	取引企業の倒産等に伴う債権等の回収困難に起因し、愛知県信用保証協会の信用保証を受け融資を受けた中小企業者であって、次の条件を備えた方 (1) 倒産事業者に対して 50 万円以上の売掛金債権等を有していること、又は全取引額のうち倒産事業者との取引が 20 パーセント以上であること (2) 法人である場合には、田原市内に店舗、工場、事務所、営業所等を有すること (3) 個人である場合には、田原市の住民基本台帳に記録されていること (4) 市税の滞納がないこと
回数及び金額の限度	1 回の融資につき 1 回とし、保証料補給金の金額が 30 万円を超えるときは、その額に関わらず 30 万円を上限とする。
補給率	支払うべき保証料の額以内で、売掛金債権等の額に対応する保証料とする。
(問合せ先) 商工観光課 電話 23-3522 FAX 22-3817	

<b>田原市中小企業退職金共済制度加入促進補助金</b>	
内容	勤労者福祉の増進及び雇用の安定並びに中小企業の振興に寄与することを目的に、退職金共済契約を締結した中小企業に対して補助金を交付する制度です。
対象者	次の条件を備えた共済契約者 (1) 田原市内に事務所又は事業所を有すること (2) 新規に共済契約者となった方で、当該退職金共済契約に基づく 12 か月分の掛金を、当該退職金共済契約が成立した月から起算して 12 か月経過した月の翌月の末日までに納付すること (3) 市税の滞納がないこと
補助金の額	共済契約締結時における被共済者に係る掛金月額額の 100 分の 20 に 12 を乗じた額とする。ただし、後納割増金を除く。
(問合せ先) 商工観光課 電話 23-3522 FAX 22-3817	

# 企業立地優遇制度

田原市企業立地奨励金制度	
内容	田原市内の指定された区域への立地や事業所の拡張に対して奨励金を交付し、事業者の投下資本額の軽減が図れるよう支援する制度です。
対象期間	平成 14 年 1 月 2 日～平成 29 年 1 月 1 日（土地・家屋・償却資産の取得）
指定区域	田原浦鬼塚地区、田原 1 区、田原 1 区 田原ふ頭、田原 2 区、田原 4 区、田原浦片地区
要件	土地の取得を伴わない事業所の拡張は、家屋と償却資産の取得費の合計が、中小企業で 5 千万円以上、大企業等では 1 億円以上であること、拡張の場合は、家屋の床面積が増加すること
奨励金額	新たに取得した土地・家屋・償却資産について、所有者に課された固定資産税納付額の相当額
交付期間	対象事業者が土地・家屋・償却資産を取得後、最初の課税年度からそれぞれ 3 年間交付
限度額	上限なし
(問合せ先) 企業立地推進室 電話 23-3549 FAX 23-0669	

田原市内企業再投資促進補助金			
内容	田原市内における再投資を支援するため、市内に 20 年以上立地する中小企業が工場及び事業所の新增設等を行う場合に、「新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）」と連携して補助金を交付します。		
対象期間	平成 24 年 7 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日		
指定区域	市内全域		
対象経費	固定資産取得費用（土地代を除く）		
要件	投資規模要件 1 億円以上	補助率	10%以内（うち県支援分 5%）
		限度額	10 億円（うち県支援分 5 億円）
		常用雇用者	10 人以上（25 人未満は県支援分なし）
	投資規模要件 5 千万円以上 1 億円未満	補助率	5%以内（市の補助のみ）
		限度額	500 万円（市の補助のみ）
		常用雇用者	10 人以上
(問合せ先) 企業立地推進室 電話 23-3549 FAX 23-0669			

愛知県産業立地促進税制（不動産取得税の軽減）	
内容	事業者が立地した際に、土地や家屋にかかる不動産取得税を軽減し、事業者の初期投資を支援する制度です。
対象期間	平成 14 年 5 月 24 日（対象区間指定日）～平成 28 年 3 月 31 日
指定区域	田原浦鬼塚地区、田原 1 区、田原 1 区 田原ふ頭、田原 2 区、田原 4 区、田原浦片地区（予定）
要件	土地を除く設備投資額が 1 億円以上で、常時雇用労働者が 5 人以上であること。
対象不動産	家屋：対象期間中に新たに取得（賃借）した土地の上に新築された家屋 土地：対象期間中に新たに取得し、その取得日から 3 年以内に対象家屋を取得した場合の土地
軽減額	中小企業者：不動産取得税額の 4 分の 3 相当額 大企業等：不動産取得税額の 2 分の 1 相当額
（問合せ先） 企業立地推進室 電話 23-3549 FAX 23-0669	

パワーアップ資金「企業立地」貸付制度	
内容	工場等を立地する中小企業者に対して、工場等の新增設、機械設備の導入に必要な設備・運転資金を融資する制度です。
対象区域	田原浦鬼塚地区、田原 1 区、田原 1 区 田原ふ頭、田原 2 区、田原 4 区
対象業種	製造業、物流業（道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業に限る）、ソフトウェア業、情報処理サービス業
期間及び利率	設備・運転資金 ・ 3 年以内 年 1.6% ・ 5 年以内 年 1.7% ・ 7 年以内 年 1.8% ・ 10 年以内 年 1.9%（設備資金のみ） ・ 15 年以内 年 2.1%（設備投資のみ） （※利率は、変更する場合あり）
融資限度額	2 億円
（問合せ先） 企業立地推進室 電話 23-3549 FAX 23-0669	

愛知県土地リース制度（田原 1 区、田原 1 区 田原ふ頭が対象）	
借地期間	10～20 年間（期間満了後は更地返還）
年間賃借料	分譲価格の 3%+公租公課（固定資産税相当額）
（問合せ先） 企業立地推進室 電話 23-3549 FAX 23-0669	

『お願い』

制度、内容等は変更される場合がありますので、  
ご利用の際は関係機関へお問合せください。

編 集	田原市 産業振興部 商工観光課
発 行	田原市（平成 27 年 4 月 24 日発行）
	〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1
	電 話（0531）23-3522
	F A X（0531）22-3817
	メー ル syoko@city.tahara.aichi.jp